

聖籠町部活動ガイドライン 新旧対照表

| 新(変更案) | 旧(現行) | 備考 |
|--|--|----|
| <p>聖籠町<u>学校・地域</u>部活動ガイドライン</p> | <p>聖籠町部活動ガイドライン</p> | |
| <p>1 ガイドライン策定の趣旨</p> <p>部活動は・・・・・・・・</p> <p>このような中、・・・・・・・・</p> <p>これらの部活動を取り巻く様々な課題に対し、聖籠町教育委員会は令和3年8月に「聖籠中学校の部活動の在り方検討委員会」を設置し、議論してきた。その結果を踏まえ、聖籠町の中学生が参加する<u>学校部活動及び地域クラブ活動</u>について、適切に運営されるよう「聖籠町<u>学校・地域</u>部活動ガイドライン」を策定する。</p> | <p>1 ガイドライン策定の趣旨</p> <p>部活動は・・・・・・・・</p> <p>このような中、・・・・・・・・</p> <p>これらの部活動を取り巻く様々な課題に対し、聖籠町教育委員会は令和3年8月に「聖籠中学校の部活動の在り方検討委員会」を設置し、議論してきた。その結果を踏まえ、聖籠町の中学生の部活動参加について、適切に運営されるよう「聖籠町部活動ガイドライン」を策定する。</p> | |
| <p>3 対象となる部活動の定義（位置付け、指導者、保険等）</p> <p>(2) 地域クラブ活動</p> <p><u>社会教育・社会体育の一環として、スポーツ・文化団体（教室を含む。）での活動と位置付ける。</u></p> <p><u>中学生が人間的、社会的な発達とともに生涯にわたり学び続ける力、主体的に学びに向かう意欲の育成等に資する。</u></p> <p><u>各団体に配置された指導者は、地域クラブ活動の指導者となる。指導者の配置は、スポーツ団体では町唯一の総合型地域スポーツクラブであるNPO法人スポネットせいろう（以下「スポネットせいろう」という。）が、また、文化団体では、町教育委員会社会教育課がそれぞれ運営に関する事務局として自ら配置し、又は候補者を団体に斡旋するなどにより行う。</u></p> | <p>3 対象となる部活動の定義（位置付け、指導者、保険等）</p> <p>(2) 地域クラブ活動</p> <p><u>社会教育(体育)の一環として、総合型地域スポーツクラブNPO法人スポネットせいろう（以下、スポネットせいろう）加盟の各団体等が実施する中学生を対象としたスポーツ・文化少年団（教室等も含む）での活動と位置付ける。指導者は各団体の指導者となる。活動中の事故については、公益財団法人スポーツ安全協会のスポーツ安全保険の傷害保険で対応する。</u></p> | |

| 新(変更案) | 旧(現行) | 備考 |
|--|--|----|
| <p><u>活動中の事故については、生徒が加入する公益財団法人スポーツ安全協会のスポーツ安全保険で対応する。</u></p> <p>4 活動時間及び休養日等の基準</p> <p>(4) 遠征、合宿</p> <p>① 学校部活動においては、「聖籠町立聖籠中学校部活動に係る活動方針」<u>及び</u>「聖籠町立学校管理運営に関する規則」を遵守すること。</p> <p>(5) その他の留意事項</p> <p>ウ 気象警報発令時<u>は屋外での活動を行わない。</u>環境省の熱中症予防情報で暑さ指数(WBGT)が危険となった場合<u>の屋外での活動及び活動場所で測定する暑さ指数(WBGT)が31℃以上となった場合の屋内での活動を原則として行わない。</u></p> <p>5 各実施主体及び指導者の責務と関係</p> <p>(2) _____ <u>スポーツ・文化団体</u></p> <p>ア 中学生を対象とした<u>スポーツ・文化団体</u>活動(教室等を含む。)を行う<u>団体(以下「地域クラブ活動団体」という。)</u>は、本ガイドラインに基づいて活動を運営する。その際、学校と連携を密にして、活動時間及び休養日等が本ガイドラインの範囲内となるよう配慮する。</p> <p>7 スポネットせいろうの役割</p> <p>本ガイドラインに基づいた取組を推進するために、スポネット</p> | <p>4 活動時間及び休養日等の基準</p> <p>(4) 遠征、合宿</p> <p>① 学校部活動においては、「聖籠町立聖籠中学校部活動に係る活動方針」<u>及</u>「聖籠町立学校管理運営に関する規則」を遵守すること。</p> <p>(5) その他の留意事項</p> <p>ウ 気象警報発令時_____ <u>及び</u>環境省の熱中症予防情報で暑さ指数(WBGT)が危険となった場合は、_____活動を_____行わない。</p> <p>5 各実施主体及び指導者の責務と関係</p> <p>(2) <u>スポーツ協会加盟の各団体及び</u>スポーツ・文化<u>少年団</u></p> <p>ア 中学生を対象とした<u>スポーツ・文化少年団</u>活動(教室等を含む)を行う<u>スポーツ・文化協会加盟の各団体</u>は、本ガイドラインに基づいて活動を運営する。その際、学校と連携を密にして、活動時間及び休養日等が本ガイドラインの範囲内となるよう配慮する。</p> <p>7 スポネットせいろうの役割</p> <p>本ガイドラインに基づいた取組を推進するために、スポネット</p> | |

| 新(変更案) | 旧(現行) | 備考 |
|---|---|----|
| <p>トせいろうは、<u>スポーツに関する地域クラブ活動に係る事務局として</u>以下の役割を担うものとする。</p> <p>(1) <u>業務の総括（地域クラブ活動団体として自ら運営主体となる場合を含む。）</u></p> <p>(2) <u>地域クラブ活動団体</u> _____への本ガイドラインの周知<u>及び指導</u></p> <p>(3) <u>地域クラブ活動団体</u> _____との連絡・調整</p> <p>(4) <u>指導者に関すること（指導者の確保、資質向上のための研修会等の開催・受講幹旋等）</u></p> <p>附則 このガイドラインは、令和5年4月<u>1日から</u>実施する。</p> <p><u>附則</u> <u>このガイドラインは、令和 年 月 日から施行する。</u></p> | <p>せいろうは _____ _____以下の役割を担うものとする。</p> <p>_____</p> <p>(1) <u>スポーツ・文化協会加盟の各団体及びスポーツ・文化少年団等町内のスポーツ・文化団体</u>への本ガイドラインの周知 _____</p> <p>(2) <u>本ガイドラインに基づき実施される中学生を対象とするスポーツ・文化教室等の実施団体</u>との連絡・調整</p> <p>(3) <u>中学生のスポーツ・文化活動に関わる指導者等を対象とした資質向上のための研修会等の開催</u></p> <p>附則 このガイドラインは、令和5年4月より実施する。</p> | |